

札幌市公共建築物シックハウス対策指針

札幌市

札幌市公共建築物シックハウス対策指針

目 次

1 基本事項

- (1) 経緯
- (2) 目的
- (3) 対象施設
- (4) 位置づけ及び運用

2 設計・工事

- (1) 設計にあたって
- (2) 工事施工にあたって
- (3) しゅん功・引き渡しにあたって

3 備品等の選定

4 揮発性有機化合物 6 物質の室内濃度測定（安全確認）

5 指針値を超えた場合の対応

6 日常管理

- (1) 揮発性有機化合物等を含む製品の使用の配慮
- (2) 換気の実施

7 情報提供

- (1) 測定結果の公表
- (2) 公共団体及び研究機関等との連携
- (3) 関係団体等への働きかけ

札幌市公共建築物シックハウス対策指針

1 基本事項

(1) 経緯

建築物の利用者等が、化学物質に起因すると思われる体調不良を起こす、いわゆるシックハウス症候群については、その原因が、建築物の高気密化や化学物質を発散する建材等の使用であると言われています。シックハウス症候群は、その症状が多様であり、症状発生の仕組みをはじめ未解明な部分が多く、また、様々な複合要因が考えられることから、今日においても調査研究が行なわれています。

この対策として、建築基準法において、平成15年7月にホルムアルデヒドを発散する建材の使用制限やクロルピリホスを添加した建材の使用禁止についての改正がありました。

また、厚生労働省では、平成12年6月に揮発性有機化合物等の室内濃度指針値を定め（平成17年3月現在－13物質を対象）ており、さらに、文部科学省にあっては、平成14年2月に学校環境衛生基準を改正し、6つの揮発性有機化合物について、定期検査や新築・改築時の臨時検査を実施するよう定められています。

（現在、学校保健安全法改正による学校環境衛生基準 平成21年4月施行）

このように、シックハウス症候群への対策は、建築物の建設時から完成後の使用・管理に至るまでの総合的な取り組みが必要となります。

本市では、平成16年12月に「札幌市公共建築物シックハウス対策指針策定委員会」を設置し、公共建築物のシックハウス対策を効果的に推進するために検討を進めてきました。本指針は、委員会での検討結果を踏まえ、全庁的な取組方針として策定したものです。

(2) 目的

公共建築物の建設及び管理にあたって留意すべき事項を指針として取りまとめるこことにより、施設建設に関わる部局及び施設管理者等の適切な対応を図り、市民が利用する施設における室内空気中の揮発性有機化合物等の濃度の低減化を進めます。

(3) 対象施設

市が建設又は管理（指定管理者による管理及びPFI事業における管理を含む。以下同じ。）する建築物（以下「公共建築物」という。）のうち、市民が利用する建築物とします。

(4) 位置づけ及び運用

本指針は、市内の公共建築物のシックハウス対策について全庁的に連携して取り組むために定めたものです。

また、本指針の運用にあたっては、各部局において計画的に取り組みます。

なお、シックハウス対策の総合的な推進については、今後も国の関係省庁の動向や、指針の運用等により新たな知見が得られた場合は、隨時、本指針の見直しを行います。

2 設計・工事

(1) 設計にあたって

工事担当部局及び施設管理者は、設計にあたって次のことを行います。

ア 使用建材等の配慮と適正換気量の確保

公共建築物の新築・改築・改修等にあたっては、建築基準法及び工事担当部局の建築工事特記仕様書等に準拠し、揮発性有機化合物等の発散量の少ない建材等の使用と適正な換気量を確保する設計をします。

イ 挥発性有機化合物6物質の室内濃度測定の実施等

引き渡しまでの間に室内濃度測定及びその結果に基づく必要な措置を講ずるため、費用及び時間的余裕を事前に見込みます。

(2) 工事施工にあたって

工事担当部局及び施設管理者は、工事施工にあたって、次の管理を行います。

ア 材料受け入れ検査を実施し、実際の使用材料が適正かつ安全な材料であるか安全データシート等により確認します。

イ 工事施工中は、積極的な通風換気に努めます。

(3) しゅん功・引き渡しにあたって

工事担当部局及び施設管理者は、工事のしゅん功にあたって、工事担当部局の建築工事特記仕様書等に基づく室内濃度測定を実施し、安全の確認を行い施設管理者等へ引き渡すこととします。

3 備品等の選定

施設管理者は、新たに机やいすなどの備品等を購入する場合は、揮発性有機化合物等を含有していないもの又は使用していないものを選定するよう配慮します。

ただし、求める製品等が市場にない場合は、揮発性有機化合物等の発散量が少ないものを選定します。

4 挥発性有機化合物6物質の室内濃度測定（安全確認）

工事担当部局及び施設管理者は、居室内の空気環境の安全を確認するため、次に該当する場合に、揮発性有機化合物6物質の室内濃度測定を実施し、安全を確認します。

ただし、下記(2)又は(3)の場合で、施設管理者が安全データシート(SDS)等により安全を確認したとき、または、下記(2)の場合で、各備品等の使用により厚生労働省指針値を超えないことを前提として業界団体が定めた、独自の指針や基準等（対象6物質全てを対象としているものに限る）に適合していることを確認したときは、室内濃度測定を省略することができます。

(1)新築・増築・改築・改修工事等を行ったとき。

(2)備品等を新規に搬入又は更新をしたとき。

(3)施設の維持・管理・運営上必要と認められるとき。（修繕業務等を含む。）

5 指針値を超えた場合の措置

工事担当部局及び施設管理者は、揮発性有機化合物 6 物質の室内濃度測定の結果、厚生労働省指針値を超えた場合は、原因を調査するとともに、施設の状況に応じた低減化などの対策を講じた後に再測定を行い、指針値を超過していないことを確認します。

ただし、低減化の対策を講じても指針値以下にならない場合については、安全が確認できるまで使用を中止するものとします。

6 日常管理

施設管理者は、日常の管理として次のことを行います。

(1) 挥発性有機化合物等を含む製品の使用の配慮

殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する場合、厚生労働省が定めたシックハウス症候群の原因物質として厚生労働省指針値 13 物質を含むものは、原則として使用しません。

(2) 換気の実施

自然換気の場合には効果的な窓の開放を行い、また、機械換気設備が設置されている場合には常時運転を行うなど適正な換気を実施します。

7 情報提供

(1) 測定結果の公表

工事担当部局及び施設管理者は、本指針に基づいて揮発性有機化合物 6 物質の室内濃度測定を実施したときは、測定結果をすみやかに市民に公表します。

(2) 公共団体及び研究機関等との連携

公共団体や調査研究機関等との情報交換と連携を密にし、公益性のある情報は積極的に市民に公表します。

(3) 関係団体等への働きかけ

メーカー等の関連団体においても自主的なシックハウス対策がさらに推進されるよう、働きかけを行います。